

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（長崎県）
第 5 回地域検討会（長崎県） 議事概要（案）

日時：平成 20 年 11 月 27 日（木）
13:30～17:00
場所：対馬市役所別館大会議室

議 事

開会（13:30）

- 1．開会の辞
- 2．資料の確認
- 3．議事

第 4 回地域検討会議事概要及び指摘事項について〔資料 1、資料 2〕

長崎県対馬市における調査結果〔資料 3-1〕

長崎県対馬市における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見〔資料 3-2〕

長崎県対馬市における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について〔資料 3-3〕

質疑・意見交換

- 4．その他連絡事項

閉会（17:00）

配布資料

資料 1 第 4 回地域検討会（長崎県）議事概要（案）

資料 2 第 4 回地域検討会（長崎県）の指摘事項に対する対応（案）

資料 3 地域検討会報告書(案)

資料 3-1 第 章 長崎県対馬市における調査結果

資料 3-2 第 章 長崎県対馬市における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見

資料 3-3 第 章 長崎県対馬市における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

資料 3-4 資料編

参考資料 1 今後の調査スケジュール（案）

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（長崎県）

第 5 回地域検討会（長崎県） 出席者名簿

（敬称略）

検討員（五十音順、敬称略）	
阿比留 忠明	対馬市環境衛生課
糸山 景大	長崎大学教育学部技術教育教室教授
上野 芳喜	（有）対馬エコツアー 代表取締役
小関 秀行	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所建設管理官室 前任建設管理官
尾場 瀬 明	対馬市建設部管理課長
川口 孝範	NPO 法人 環境カウンセリング協会長崎（ECAN） 長崎県地球温暖化防止活動推進センター 理事
小島 裕	しま自慢観光リーダー
米田 津代利	伊奈漁業協同組合 組合長
豊田 功己	越高地区
長瀬 勉	NPO 法人対馬の底力 代表
中原 和彦	長崎県対馬地方局建設部管理課長
平湯 輝久	対馬海上保安部 警備救難課長
（代理：畑中 一男）	（対馬海上保安部 警備救難課 専門官）
平間 寿郎	対馬市環境衛生課長
藤原 正晴	対馬保健所衛生環境課長
山田 晴美	長崎県廃棄物対策課 課長補佐
松原 一征	（社）長崎県産業廃棄物協会 副会長 兼 対馬・壱岐支部長
（代理：西山 保）	（ 同 幹事 ）
真名子 良介	比田勝海上保安署 次長
（代理：松延 誠）	（比田勝海上保安署 署員）
オブザーバー（所属機関名）	
環境省	
小沼 信之	地球環境局 環境保全対策課 係長
鈴木 清彦	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官
佐々木 真二郎	九州地方環境事務所 対馬野生生物保護センター 自然保護官
事務局：日本エヌ・ユー・エス(株)	
佐藤 光昭	環境設計ユニット
常谷 典久	HSE ユニット
鈴木 善弘	地球環境ユニット

<質疑応答>

議事 1 前回議事概要及び指摘事項について（資料-1、資料-2）

- 1) 資料-1（前回議事概要）および資料-2（第3回地域検討会（長崎県）での指摘事項に対する対応（案））について、質問・コメント等はなし。

議事 2 長崎県対馬市における調査結果に関する説明（資料 3-1）

- 1) 航空機調査において、対馬の2ヶ所のモデル海岸より漂着ゴミ量が多い海岸は、他にも多くあるという印象なのか。
（事務局）佐護地区のような漂着量の多い海岸が全てではなく、場所によって大きく異なることが観察されている。
- 2) 対馬の海岸延長の多くが私有地に属するようだが、今後の清掃活動に配慮が必要と考えるがどうか。
（事務局）資料 3-3（章）において、その問題を取り上げているが、総合的な検討が必要と考えている。
（環境省）清掃の事前段階において、地域住民の生活環境への影響、漁業への影響などを考慮し、ある程度優先順位や清掃すべき重点的な海岸などを設定し、同時に清掃対象海岸が私有地なのか、海岸管理者の管理区域にあるのかなど、どのような管理下にあるかを事前に確認してから進めて行くものとする。

議事 3 長崎県対馬市における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見に関する説明（資料 3-2）

- 1) （環境省）文章の中で、一般廃棄物及び産業廃棄物という語について、廃棄物処理法の関係を踏まえた記述にまだなっていないので、今後調整して修正する。
- 2) 漂着ゴミの処分方法の中で、分別して一般廃棄物に相当するゴミはクリーンセンターに、処理困難物については島外排出と書かれているが、対馬保健所管内には民間業者の安定型産業廃棄物の最終処分場がある。産廃相当の処理困難物については、そこでの処分が可能であり、その検討が入っていないので、入れて欲しい。
（事務局）早急に対馬市役所環境衛生課に実態を伺い、民間業者の処理可能容量や処理価格などを調べ、報告書に反映する。
（対馬市）これまで、漂着ゴミを一般廃棄物と扱ってきたことから、産業廃棄物としての処理は考えていなかったという経緯がある。
（環境省）回収した漂着ゴミは、排出する段階で廃棄物処理法が適用される。つまり、集めたゴミを排出する時に廃棄物処理法の定義に従って、産業廃棄物の区分に該当するものであれば産廃として適正に処理し、それ以外の一般廃棄物に該当するゴミは、いわゆる事業系の一般廃棄物として処理をするというのが原則的な考え方であり、この事業でも基本的にその考え方に沿って処理を進めている。その意味で、廃棄物処理法の産廃に相当する区分であれば、ご指摘いただいた島内の安定型の最終処分場も活用できる可能性がある。
- 3) 事業系の廃棄物として考えたときに、漂流・漂着ゴミの事業主というのは、一体誰になるか、海岸管理者か。また、ボランティアでゴミを回収したときは、排出業者はボランティアになってしまうのか。

(環境省) 基本的には清掃した実施主体である。例えば、海岸管理の一環の中で清掃するのであれば、当然海岸管理者が事業者として費用を負担し、適正に処理しなければいけないということになる。

ボランティアが善意で集めたゴミについては、議論が分かれるところがあるが、例えば、一般市民が排出したゴミとして、いわゆる家庭ゴミ扱いで処分している場合もある。

- 4) 極端な言い方をすると、我々NPOは、自然回復に究極の目的をおいて清掃している。ここで論じている海岸清掃活動の法的な解釈、海岸管理者や事業主体の問題、処分方法などのコンプライアンスも重要であり、両者の関係を考えると非常に悩ましい。ただし、漂着ゴミの処分先ありきというような議論は、目的論として少し違うのではないか。もう少し漂着ゴミを回収する側の視点で、包括的あるいは俯瞰的に捉え、優先順位や再利用などを考えるなどの方策を提示して欲しい。

(座長) 海岸をきれいにしなければならないというのが大前提であろう。この漂流・漂着ゴミの調査をやる目的は、どうやったら海岸を保全できるかということが主要な命題と思う。実際問題としては、そのためにどうできるかということだろう。

- 5) 発泡スチロールの減容について説明して欲しい。

(事務局) 発泡スチロールの減容剤としてはリモネン、エコカトンなどの柑橘系のものと、SD溶剤などの化学系の製品がある。それらを用いて、発泡スチロールの空気を抜いて、スチレンに戻して、そのスチレンをプラスチック原料として再利用される。現在、対馬島内では伊奈漁協と上県漁協などで、SD溶剤を購入して、漂着ゴミの中の発泡スチロールや組合から出る発泡スチロール箱を減容するように努め始めたという話を聞いている。また、沖縄のモデル海岸で回収した発泡スチロールについて、SD溶剤を用いて減容実験を行っているので、その効果なども含めて、報告書に反映したい。

- 6) 流木等の野焼きや薪への利用について説明して欲しい。

(長崎県) 流木の薪への利用については、上五島では製塩時などに薪として活用されているとの話を聞いており、ある程度まとめて集めておけば、その可能性があると考えます。

野焼きについては原則禁止である。ただし、廃掃法の施行令の中の但し書きに、海岸管理者が認めた場合は必要最小限の野焼きが可能と示されている。その場合も、海岸管理者が主体となって実施することが必要である。平成17年の流木の大量漂着時には、環境省と協議をし、一つの手段として海岸管理者による野外焼却も認めて周知している。

(環境省) キャンプファイヤーなどのように、“たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの”は、廃掃法施行令で認められている。ただし、実施の可否については、事前に保健所と話し合うなどにより検討したほうが良い。

- 7) プラスチック類の油化に関する情報も掲載して欲しい。

(事務局) 発泡スチロールの減容情報も含め、報告書に記載することも検討する。

議事 4 長崎県対馬市における漂流・漂着ゴミ対策のあり方に関する説明（資料 3-3）

（環境省）

漂着ゴミ対策は非常に難しい問題であるが、絶望的には考えず、関係者でやれることからやっていきたいと考える。例えば、モデル海岸では当初の状況が絶望的とも言える状態であったが、クリーンアップ調査終了後に直ぐに元のように戻ることはなく、地域で清掃していけば綺麗な状態を維持できると考えている。今般、調査終了後も地元の漁協の方々が清掃活動を行い、きれいな状態が維持されていて、非常に心強く感じた。国としては、災害時のゴミのほか、大量に蓄積したゴミについて、元の状態に戻すリセット清掃を、補助金などを活用して実施していただくことができるだろう。その後の維持管理は、一義的には清潔保持の義務を負う海岸管理者が行う必要があるが、全て実施することは困難であり、行政や地域の方々と連携しながら実施していくという形が考えられる。地域によってそれぞれのやり方を検討し、地域検討会をプラットホームなどの場に発展的に解消し、そのような場で具体的なやり方を今後引き続き議論していただければと思っている。発生源対策も同様であり、国として海外への働きかけを行うなどの取組のほか、県や市町村でもやれる範囲をそのような場で議論していければと考えている。

- 1) 国際的な取組について、日中韓 3 カ国環境大臣会合等の政策対話云々とあるが、各国との海岸漂着ゴミ等についての論議はどのようになっているか。また、モデル海岸調査で調べたデータを、例えば韓国や中国などで提示することはあり得るか。

（環境省）日本、中国、韓国、ロシア計 4 カ国による NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）という枠組みがある。これは、日本海と黄海の海洋環境保全を進めるための国際枠組みであり、この中で 2006 年から海洋ゴミプロジェクトが開始され、海洋ゴミについても各国で議論ができる場ができた。その会議の中において、既にモデル調査の実施と成果提供を言及しており、提示していきたいと考えている。

- 2) 結局だれが現場でゴミを拾うかといったら、やはり地元の人たちが中心になると思う。環境省の云うように、希望的なイメージもあるが、対馬では毎年千人規模で人口が減少している。NPO や地元の方々の熱意と、行政が一緒になってというイメージは判るが、NPO も運営が大変と思われる。実態はどうか。

（NPO）住民への啓発というが、住民は十分に海岸保全意識が強いところがある。そのような方々が集めた漂着ゴミも、NPO が自腹を切って袋代や運搬費を出している。地元の方々は、海岸を綺麗にしなくてはという気持ちがあるために清掃するが、回収したゴミの処理を市に要請しても対応してくれないために、やむを得ず野外焼却することもあるかもしれない。

もう少し目線を下に下げて、議論してほしいという気持ち強い。住民の意識を高めるというのではなくて、みんなで高めていく方法を考えていきたい。また、その場限りではなく、もう少し連携をとって実施していねばならないというのが正直な気持ちである。

NPOに対しての応援という部分では、市にも県にも不信感はある。清掃に参加して下さる方々のお茶代、弁当代、ゴミ袋代から深刻な問題である。頑張っ て実施していきたいが、今後どうなるか明確には云えないのが現状である。

なお、試算された対馬全島の漂着量の処理日数については、実態にあった方法で計算しないと誤解してしまう。

(NPO) NPOにとっては、継続性の問題が永遠のテーマであり、死活問題である。近年、産・官・学・民、パートナーシップ、協働などの美辞麗句が並べられるが、実態と異なる。民間を前面に出し、行政はむしろサポートに回って頂きたい。例えば、日韓学生つしま会議が支援を受けていた地球環境基金については国際交流に関する項目が打ち切られている。また、行政が望んだ姿で対馬にNPOが立ち上がったのに、何故もっと手をさしのべないのか。プラットホーム構築という考えは良いと思うが、困窮しているNPOが活動を止めたら、行政は海岸清掃活動を止めてしまうのか。

(座長) 基本的にはやめるわけにはいかないと思う。望ましい姿で立ち上がったNPOが萎んでしまうことがないように、財政的な支援が非常に大きなウエートになるということを、ぜひ行政の方々は肝に銘じておいていただきたい。

(対馬市) 我々も決してやめようとは思っているわけではないので、できる支援はしていきたいと思っている。これまでは、なかなか十分な対応はできなかった部分もあると思うが、お互いに連携をとりながら、というのは一番望んでいるところであり、今後も協力しながら進めて行きたいと考えている。

(長崎県) 清掃活動は、ずっと継続していく必要があると思っている。NPO等の団体がない離島地域でも、自治会等で対応されており、地元の自治体の方と協働でやらないと、この問題は片づかないと思っている。

(NPO) 行政の方々は物事を総括的、俯瞰的に見ることができる方々であり、方法論としてできる・できないではなく、やれることからスタートをして、そのハードルを除去するための知恵をおかりしたい。要するに、協働というパートナーシップは、お互いが補完しあいながら、というのが本来の姿と考える。行政は、期待を裏切らないで、是非協力をお願いしたいと思う。

(座長) 行政の方々に補助金に関する情報を継続して流して欲しい。また、片や、ボランティア団体の方々も申請対応をやっていただきたいと思う。なお、-18ページの図は、官民を逆に配置した方が良いと考える。

(環境省) 地球環境基金については、資料を対馬市あるいはNPO法人に提供するので、是非使って頂きたい。インターネットでもアクセスできるが、詳細については、環境省九州地方環境事務所に連絡頂きたい。

3) 長崎県産業廃棄物協会と長崎市が災害廃棄物等に関して、その処理などを互いに協力するという契約を結んだということを知った。対馬市が同協会の壱岐・対馬支部などと手を組んでお互い助け合っ ていっ たら、ボランティアとか重機等が出しやすくなるのではないか。

(長崎県) 長崎市の例は知っているが、他については把握していない。

- 4) 奉仕活動に関して、県にもアダプトプログラムという道路や河川等の里親制度がある。海岸清掃についても、この制度を利用できないか。例えば、軍手代などの費用が認められると思うが。

(長崎県) 対馬地方局で所管しているが、次回に詳しい内容を紹介する。

議事5 その他連絡事項(参考資料)

(環境省)

海鳥の油被害について、年変動はあるものの、毎年100羽などというレベルで海鳥が被害を受けている。また、対馬では、漂着ゴミ量の多さと同様、西海岸に多いという傾向も一致している。ゴミの問題の中にこういう油汚染が自然環境に与える影響が少なからずあり、沖縄など各地で起こっている。油はC重油で、不法投棄等への普及啓発や回収を考えていきたい。

以上